

平成 22 年 5 月 24 日

北アルプス広域連合

ごみ処理広域化検討委員会の皆様

(委員長 富所 五郎 様)

白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会

会長 長谷川 恒信 印

住所 〒399-9211 白馬村神城 27721-396

要望書

第 6 回 (4/28)までの委員会を傍聴し審議内容について、また前回の住民からの「意見書」「公募地」の取り扱いなどに疑問を持ちましたので、この要望書を提出いたします。

記

<要望 1 >

①4/12 締切分の個々の「住民意見」の取り扱い・内容審議を、委員会としてしっかり議論し、見解をまとめ公表してください。

②これまでの検討委員会の審議経過を、住民に直接説明する報告会を 6 月中に開催してください。

③検討委員会と、各自治体に設置されている「ごみ減量懇話会」との合同懇談会を開催してください。

<要望 2 >

各市村（地方公共団体）から推薦された「候補地」は、市村名を公表してください。

<要望 3 >

検討委員会は、「ごみ処理広域化基本計画」「ごみ処理施設基本計画」の見直し議論を尽くしてください。8 月までの任務達成を急ぐ余り、拙速に結論を導くことがないよう十分な時間と会議回数を確保してください。

はじめに

委員の皆様におかれましては、昨年秋からのごみ処理広域化検討委員会（以下検討委員会）の活動、大変お疲れさまです。

私たち「白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会」は、約3年前、行政主体で絞り込まれた建設候補地「飯森」の突然の発表を受け、地域住民が自主的・自発的にこの会を立ち上げ、現在も活動を続けているものです。

ご存知のように、広域連合は、昨年2月の白馬村民を対象にしたアンケート結果を受けて候補地「飯森」を断念しました。その反省の上に立って、昨年10月に公募住民を含む第三者機関の検討委員会が設置され、19名の委員の皆様がその任に就いております。その主たる任務は、「ごみ処理広域化基本計画」「ごみ処理施設基本計画」の見直しと、「建設候補地選定」にあると理解（設置要項に明記されている）しているところです。

私たちが要望していたような、公募委員を増員する委員会構成にはなりませんでしたが、公募委員（7名）や住民団体推薦委員（6名）の皆様は、3市村の住民の立場に立って議論を展開しうる方々であるとの期待をもって、今日まで検討委員会の傍聴、議事録・資料の閲覧、点検を欠かさず、審議の行方を注意深く見守ってきました。

しかし、6回の委員会と「住民意見募集」「候補地の公募」を終え、8月の審議終了まで残すところ3ヶ月余となった今、これから時間不足による議論の生煮えや事務局であるコンサルタントに依存する動きが加速する可能性を感じています。

その結果、検討委員会の審議が拙速になり、広域連合長に提出された結論が住民に示される際に、「住民代表が参加した上で検討委員会の結論ですから」との説得が始まるようなことを私たちは大変危惧しています。私たちは、このことを委員の皆様にお伝えすることでご理解をいただき、広域連合だけではなく住民の期待にも十分に応えられるような検討委員会にしていっていただきたいと考え、この要望書を提出する次第です。下記事項の実現にむけご尽力のほど、宜しくお願ひいたします。

なお、回答は文書または面談の方法で、6月上旬頃（2週間をめどに）までにお願いいたします。

要望 1について

【要望内容】

当面、下記 3 点の実現を要望します。

- ① 4/12 締切分の個々の「住民意見」の取り扱い・内容審議を、委員会としてしっかりと議論し、見解をまとめ公表してください。
- ② これまでの検討委員会の審議経過を、住民に直接説明する報告会を 6 月中に一度開催してください。
- ③ 検討委員会と、各自治体に設置されている「ごみ減量懇話会」との懇談会を少なくとも 1 回は開催してください。

【要望 1-①の説明】

住民からの意見募集の機会を作っていただきありがとうございます。しかし、第 6 回委員会（4/28）での住民意見の取り扱いについて、以下数点の苦言を申し上げます。第 7 回（5/27）以降の検討委員会で、「住民意見」をしっかりと議論し、委員自らの手で「見解」をまとめる、「採択すべき」と考える意見は積極的に活かすのが道理だと考えます。

- a. 12 日締切であったにも関わらず、28 日の検討委員会当日に「意見書」が配られました。配られたその場で、内容を読みこなせる委員が一体何人いるのでしょうか？
印刷製本に、さほどの時間も労力も必要とは思えないのに、何故当日配布になったのか？
- b. 「意見書」に事務局（コンサルタント）が「回答書」を書いて、それを議論している。こんな合理化が許されていいだろうか？
- c. このような検討委員会の対応を、意見を提出した住民は「納得」できないのではないでしょうか？ もし問題ないと考えるのであれば、その理由を説明してください。
- d. **関連する意見書を委員自ら精査する事なく、別議題で「除外地区」を決定した事は説明がつかないのではないですか？**

委員自ら意見書を読み、選定条件に関わる（加える／除外地区などに加える）内容かどうかを判断する必要があったのではないか？ また、その時間的余裕を作らなかつたことは、用地選定作業の正当性が損なわれるを考えますが、委員の皆様はどのようにお考えですか？

【要望 1-②の説明】

ごみ処理の方法（基本計画）や候補地を決めることが、検討委員会の任務です。特に「候補地」の問題は、「私の家の近くには絶対いや！」と感情論で反対する人が出てくる可能性もある厄介な問題です。

そこで問われるのが、「検討委員会が地域の将来を見据えながら、いかに奮闘し、汗水たらして議論してきたか。経過をきちんと住民に説明してきたか。」ではないでしょうか。どれほど多くの住民に、検討委員会の内容と頑張りを知つてもらえるかが重要です。

「そこまで頑張って、その結論に達したなら、受け入れるしかないね。」「委員会よくやった！頑張ったね！」と、一人でも多くの住民から、皆様の活動を支持してもらえて、ようやく受け入れてもらえるのではないか？

「委員会だより」は委員会の皆様の審議の模様を伝える大きなツールです。しかし、それは一方通行で伝えるだけで、キャッチボールとは言えません。

一方通行でなく、直接住民に説明し、住民からの意見も聞ける場を設ける事によって、「一部の住民だけが参加する委員会で決まったこと」との非難を和らげる事ができるのではないか？

【要望 1-③の説明】

大町市と白馬・小谷のごみの回収方法は、大きく違います。減量化の取り組みは大町市が一番進んでおり、公共施設から出る「生ごみ」や、一般家庭の「紙ごみ」の分別も進めています。

ごみ処理広域化計画で1つの焼却場ということになると、白馬・小谷の分別されていない「焼却ごみ」を大量に燃やす事になります。大町市民にとっては、気分の良いものではないでしょう。

一般的に、ごみ施設を統合した場合は、分別が進んでいる地域の「分別・収集方法」を見習って、遅れている地域を改善していくことになるのだと思うのですが、その調整は、いつ誰が行うのでしょうか？

「ごみ減量化」と「分別・収集方法」をセットで考えなければ、実現可能なごみ減量方針は立てる事ができないと考えます。各市村で進む「懇話会」の議論を受け入れ、委員会の審議をもっと深めてもらいたいと考えます。

要望 2について

【要望内容】

各市村（地方公共団体）から推薦された「候補地」は、市村名を公表してください。

【要望 2 の説明】

「地方公共団体」の性格上、各市村が応募した「公募地」は、個人の応募と明確に分ける必要がある。その自治体の住人に対して「何故その場所を推薦するのか？」を明確に説明する義務が発生すると同時に議会の同意も必要になる。それを個人、民間会社の公募と一緒にして、住民、議会に「わからない」ように行なうことは地方自治法第237条（財産の管理及び処分）などを照らしても問題を生じます。住民への説明をおざなりにして進めることは、普天間の基地問題（移設問題）と同じではないでしょうか？

委員会の候補地選定の後、決まった場所が自治体推薦であった場合に、応募自治体の名を公表するのかどうか？

要望 3について

【要望内容】

検討委員会は、8月までの任務達成を急ぐ余り、拙速に結論を導くことがないよう十分な時間と会議回数を確保してください。また、ほとんど議論されていない「ごみ処理広域化基本計画」「ごみ処理施設基本計画」の見直しの議論を尽くしてください。

【要望 3 の説明】

このことは、検討委員会の議論の内容や経過、結論などについて住民から質問があった時、委員の誰もが、事務局（コンサルタント）に殆ど頼るようなことなく、また誤りなく説明できるような理解に達していることを指します。

もし、委員の皆様が「そんな事はできない」「そこまでする義務はない」とお考えでしたら、そのまま素直に「検討委員会の得た結論は、構成委員の意見集約によって導かれたものであり、住民意見を反映しているものではない。」ことを提言書に明記する事をお勧めします。

前回の「候補地・飯森」の最大の問題は、「どう考えても、飯森ありきの用地選定としか理解できなかった」「納得できる説明がなかった」事に尽きます。8月末まで残りわずかとなりましたが、前回の“二の舞”にならないような進め方が求められていると考えます。

また、この委員会の設置要項には、皆様の任務として、

- (1)ごみ処理広域化基本計画及びごみ処理施設基本計画の見直しに関する事項
- (2)ごみ処理施設建設候補地の選定に関する事項
- (3)その他広域連合長が必要と認める事項

として、1番の内容に2つの基本計画の見直しが上げられています。

「広域化基本計画」はH16年に策定され、すでに6年が経過し、施設が完成するころには、10年（H26）が過ぎた事となります。

地球温暖化をはじめ「地球環境問題」に対する意識は、以前よりずいぶんと高まり、ごみ処理に対する考え方も「迷惑施設」ととらえる考え方より、「“地球温暖化”や“循環型社会”により対応できる施設や方法で」と捉える側面が増えてきたように感じられます（ごみ連の基本的考えは後者）。

政府が目指す2020年温室効果ガス25%削減（1990年比／現在からは30%以上削減）に十分対応でき、また観光地としてふさわしい（魅力が上がる）考え方に基づく「基本計画」の見直しをお願いします。

以上